

令和7年度 住宅専門家相談

管理相談

マンション関係のトラブル、管理等で悩んでいることや困っていることはありませんか？

マンション管理計画認定制度に関する相談もできます！
マンション管理士が専門的な見地から、相談に応じます。
お気軽にご相談ください。



定員：2組（事前予約制）
時間：①13：30～ ②14：30～（1組50分）
対象者：市内分譲マンションの管理組合や区分所有者、在住の方
相談内容：マンションに関する管理相談（マンション管理士）
相談料：無料
場所：堺市役所の会議室（高層館14階 住宅施策推進課で受付）

相談日	申込受付期間（平日9時～17時30分）
4月23日（水）	4/2（水）～4/18（金）
5月28日（水）	5/2（金）～5/23（金）
6月25日（水）	6/2（月）～6/20（金）
7月30日（水）	7/2（水）～7/25（金）
8月27日（水）	8/4（月）～8/22（金）
9月24日（水）	9/2（火）～9/19（金）
10月29日（水）	10/2（木）～10/24（金）
11月26日（水）	11/4（火）～11/21（金）
12月17日（水）	12/2（火）～12/12（金）
1月28日（水）	1/5（月）～1/23（金）
2月25日（水）	2/2（月）～2/20（金）
3月25日（水）	3/2（月）～3/19（木）

※ 予約は先着順です。定員に達した場合、ご参加いただけないことがあります。

※ 本相談は、過去3年度内において、初回相談者優先です。

別の内容の相談であっても相談先が同じ場合は2回目となります。（管理1→管理2）

ただし、相談先が異なる場合は各々で数えます。（管理1→法律1）

※ 係争中、営利目的等の案件は、相談対象外です。

<申込み・問合せ先>

堺市 建築都市局 住宅部 住宅施策推進課

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

電話：072-228-8215（直通） FAX：072-228-8034

電子メール：jusui@city.sakai.lg.jp



ホームページ：堺市トップページ→暮らし・手続き→住宅・建築→住宅→住まいの相談をしたい→堺市住宅専門家相談



○公益財団法人 マンション管理センター

マンション管理に関する一般的な問題について相談できます。

・電話相談（対面での相談も受け付け有、事前に電話予約必要）

電話番号：06-4706-7560（大阪支部）

相談日時：9時30分～17時00分（土曜・日曜・祝日・年末年始休みを除く）

○大阪弁護士会

マンション管理を行う上でお困りのこと、疑問に思っていることなど、法律相談ができます。

・マンション管理サポートダイヤル（電話相談）

電話番号：06-6364-6251

相談日時：第3木曜日 15時～17時（祝日、年末年始等を除く）

対象者：理事長または管理組合を代表される方

○一般社団法人 大阪府マンション管理士会

マンション管理運営全般について、相談できます。

・対面相談

電話番号：06-6476-8151（平日10時～16時）

FAX：06-6476-8163

メール：infoml@googlegroups.com

相談日時：（月曜・木曜）13時～、14時～、15時～、各1組1時間以内

事前予約制：相談申込書をFAXかメールで送付

○一般社団法人 マンション管理業協会

分譲マンションにおける「管理組合とマンション管理業者との間で締結された管理委託契約書」等の内容について、相談できます。

・電話相談（1回15分以内）

電話番号：050-3733-8982（相談専用ダイヤル）

相談日時：10時～12時／13時～16時30分（土曜・日曜・祝日を除く）

・対面相談（1回30分以内）※事前予約制

電話番号：050-3733-8982（相談専用ダイヤル）

相談日時：10時30分～12時／13時～15時30分（土曜・日曜・祝日を除く）

堺市マンション管理計画認定制度

詳しくは
市HPへ



・適切な管理が行われているマンションは、その管理計画が一定の基準を満たす場合に、堺市から適切な管理計画を持つマンションとして認定を受けることができます。

・認定基準には、国が定める16項目と堺市が定める6項目があります。

・認定を受けると住宅金融支援機構の「マンション共用部分リフォーム融資」の借入金利引下げや「マンションすまい・る債」の利率上乘せが受けられます！

・認定を受けると「認定ステッカー」がもらえます！



【認定ステッカー】